

## 競合品目・競合企業リスト

令和7年 3月 10日

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

品目	ウゴービ皮下注 0.25mg SD 同 0.5mg SD 同 1.0mg SD 同 1.7mg SD 同 2.4mg SD		
専門組織 年月日	令和7年3月28日	申請者	ノボ ノルディスクファーマ株式会社

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	サノレックス錠 0.5mg	富士フイルム富山化学株式会社
競合品目2	ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス	日本イーライリリー株式会社
競合品目3	該当品目なし	

競合品目を選定した理由	
競合品目1:	本剤の効能又は効果は肥満症である。競合品目1は、現在国内で発売されている肥満症を適応とした医療用医薬品である。
競合品目2:	本剤の効能又は効果は肥満症である。競合品目2は、効能又は効果「肥満症」として、令和6年12月2日に製造販売承認された医療用医薬品である。
競合品目3:	本邦において肥満症の効能又は効果を有している品目は、上記2品目以外に存在しないため。

### 報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

以上